

審査基準

平成19年8月8日作成

法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根拠条項	第22条
処分の概要	運搬証明書の再交付
原権者(委任先)	神奈川県公安委員会
法令の定め	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令 第22条(運搬証明書の再交付)
審査基準	
標準処理期間	2日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係
問い合わせ先	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係 ☎ 045-211-1212 内線3024、3034
備考	